日調連発第１６５号
令和５年９月１２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

マイナンバーカードの活用等の促進について（依頼）

標記について、法務省民事局民事第二課から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、マイナンバーカードの活用等につきまして、貴会会員に周知いただきますようお願いします。

機密性２　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
令 和 ５ 年 ９ 月 １ 日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

法務省民事局民事第二課

マイナンバーカードの活用等の促進について（依頼）

貴会におかれては、平素から法務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、本年３月にも貴会に協力依頼をしているところですが、この度、デジタル庁、総務省自治行政局及び厚生労働省保険局から、別添のとおり改めて協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれては、引き続き、各単位会及び会員への周知方お取り計らい願います。

令和５年８月３１日

各業所管官庁　担当部局　御中

デジタル庁戦略・組織グループ広報戦略チーム
総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室
総務省自治行政局マイナポイント施策推進室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願いについて
（依頼）

平素より、マイナンバー制度の推進・活用に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請受付数が78.0%を超え（2023 年８月 20 日現在）、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、「１．（２）健康保険証として利用することができます。」「１．（３）公金受取口座の登録ができます。」につきましては、引き続き、貴府省庁内における利用申込及び登録促進にも御協力くださいますようお願い申し上げます。

１．マイナンバーカードの機能等について

（１）マイナポイント第２弾の申込期限は 2023 年９月末までです。

マイナポイント第２弾については、**2023 年２月末までにマイナンバーカードの交付申請をされた方が対象で、ポイントの申込みには、マイナンバーカードが必要です。**マイナポイント第２弾では、次の施策に応じてキャッシュレス決済サービスのポイントを受け取ることができ、最大 20,000 円分のマイナポイントを取得することができます。

施策①　選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて、最大 5,000 円分のマイナポイント※１、※２、※３
施策②　健康保険証としての利用申込みで 7,500 円分のマイナポイント
施策③　公金受取口座の登録完了で 7,500 円分のマイナポイント

【周知に当たって】
特に以下の点については、様々な媒体で広く周知していただきますようお願いします。
ア　ポイントの申込期限は 2023 年９月 30 日であり、ポイント申込期限の延長はありません。
イ　決済サービスによっては、上記ポイント申込期限よりも早期に申込みを終了する場合があります。また、施策①の最終決済・チャージ期限についても、マイナポイ

ント事業ホームページ※4等を確認の上、お早めに申込みを行ってください。

ウ　ポイント申込期限間際は自治体のカード交付窓口やポイント申込手続支援窓口は混雑が予想されるため、自治体窓口での支援を希望する場合は、特にお早めに手続を行ってください。

エ　施策③では2023年９月30日までにマイナポータルから公金受取口座の登録の申請が必要ですが、公金受取口座の登録申請をしてから登録完了までに数日の期間を要する場合があるということからも、カードの受取はお早めに行っていただくとともに、公金受取口座の登録申請手続もお早めにお願いします。

※１　マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント（最大5,000円分）を受け取ることができます

※２　マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第１弾の未申込者も含みます。

※３　第１弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。

※４　「マイナポイント事業」ホームページ（https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/）

（２）健康保険証として利用することができます。

マイナンバーカードを取得した後に、以下３つのいずれかの方法でお申し込みができます。

① マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、

② 事前にセブン銀行のATMや市区町村の窓口などで健康保険証の利用登録をしていただく、

③ オンライン資格確認の運用を開始している保険医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証として利用いただくことが可能です。

マイナンバーカードを健康保険証として利用して受診していただくことで、患者本人の同意により、医療機関・薬局において、患者のお薬の履歴や特定健診の情報などが閲覧可能となり、より良い医療を受けられるようになります。また、2023年１月26日から紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで運用することができる電子処方箋も始まりました。これは、会社の従業員の福利厚生の向上や従業員が加入する健康保険組合等の保険者に係る事務のコスト縮減も期待できます。

登録はこちらから
（マイナポータル）
iPhone　Android

※マイナ保険証の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】https://www.youtube.com/watch?v=xm5yq_Ld83c

【リーフレット】
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5200774c-f08b-4585-8298-e994e16e3711/afa19ed2/20230825_policies_mynumber_utilization_outline_01.pdf

（３）公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度※５は、国民の皆様に１人１口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます。※６

また、行政機関での公金受取口座情報の利用が始まっています。

登録は
こちらから

※５　公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP を御確認ください。
デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」
（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）

※６　口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。
別途申請などが必要になります。

（４）スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

2023 年５月 11 日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、４桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。

（５）最新の利用者情報（基本４情報）提供サービスが始まりました。

2023 年５月 16 日から、最新の利用者（基本４情報）提供サービスが始まりました。

公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本４情報（住所、氏名、生年月日および性別）を J-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QR コードを使ったような仕組みも検討していきます。

２．所管業界団体等への要請・周知について

各府省庁におかれましては、（１）のとおり、所管業界団体等に対してマイナンバーカード活用に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、（２）の関連資料について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

（１）要請文の発出

①　所管業界団体等及びその会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形１）及び独立行政法人等への呼びかけに係る通知のひな形（ひな形２）を御活用下さい。なお、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁の判断で適宜、要請文の文言は修正いただいて問題ございません。また、本依頼文書を添付していただい

ても差し支えありません。

② 通知の発出先については、各府省庁の所管業界や団体等の実態を踏まえ、各府省庁において御選定いただきますようお願い申し上げます。なお、「独立行政法人等」には、各府省庁所管の独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立される法人、公益法人、財団法人等が含まれます。

③ 通知の発出は、可能な限り速やかに実施して下さい。なお、各府省庁及び業界団体等における取組状況については、後日御報告して頂き、次回会議「マイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議（第６回）」において当庁から取りまとめ結果を発表させて頂くことを予定しています。（フォローアップの詳細・様式については、後日連絡いたします。）

④ 上記③のほか個別に所管業者のマイナンバーカードを使った実績等についてお伺いさせて頂くことがあります。その場合、個別に連絡させて頂きます。

（２）関連資料

・資料１_マイナンバーカードでマイナポイント
・資料２_マイナポイント第２弾広報用ちらし
・資料３_マイナポイント申込期限について（ポスター等の掲示物用）
・資料４_マイナンバーカードを保険証として使うには
・資料５_本人口座登録のお願い
・資料６_スマホ用電子証明書搭載サービス
・資料７_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（４情報）提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでの周知やイントラネットへの掲載に御利用ください。

デジタル庁ウェブサイト
ホーム ＞ 政策 ＞ マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード
＞ ロゴ、リーフレット等 ＞ 広報資料
広報資料｜デジタル庁（digital.go.jp）
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

デジタル庁戦略・組織グループ
広報戦略チーム
野口・和泉
電話　03-6872-6450（直通）

総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室
南谷・田川
電話　03-5253-5366（直通）

総務省自治行政局
マイナポイント施策推進室
作井・大地
電話　03-5253-5585（直通）

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険データ企画室
酒井・渡辺
電話：03-3595-2174（直通）

教えて！マイナちゃん

よくあるご質問について

申込

●3つのポイント（施策①マイナンバーカードの新規取得等／施策②健康保険証としての利用申込み／施策③公金受取口座の登録）は別々の決済サービスに申し込んでもいいの？

申込できる決済サービスは1人につき1つです。

ただし、2022年6月29日以前に施策①を申込済の方に限り、施策②③は施策①とは別の決済サービスに申込できます。※施策②と施策③は別々の決済サービスでは申込みできません。



●申込時に必要な決済サービスの情報はどんなものなの？

ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択する際に、会員IDやカード番号などの情報が必要となります。

入力する情報は決済サービスごとに異なります。

▼プリペイドカード／クレジットカードの場合（例）

カード表面　カード裏面



▼アプリの場合（例）

支払い画面 等　アカウント画面 等



▼オンラインサービス上で確認する場合（例）

ポイント交換番号が該当する場合（例）　アカウントのID・PASSWORD・生年月日が該当する場合（例）



●どの決済サービスで申込めるの？

対象となる決済サービスは、**マイナポイント事業ホームページでご確認ください。**

なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人が、ご本人名義のキャッシュレス決済サービスで申込む必要があります。
決済サービスはおひとつだけ選択していただきますが、申込み後に決済サービスを変更することはできません。

●子どももマイナンバーカードを持っているけど、マイナポイントをもらえるの？

申請者が未成年者の場合は、**法定代理人の同意を得て、本人が本人名義の決済サービスでマイナポイントを申し込む必要があります。**

ただし、自身での申込が困難な場合など、やむを得ない事由がある場合で法定代理人（父・母などの親権者等）がマイナポイントの申込手続きをおこなう場合には、法定代理人名義の決済サービスで申込むこともできます。

※同じ決済サービスに複数人のマイナポイントを合算して付与することはできないため、1人につき1つの決済サービスを選択する必要があります。

申込後

申込状況が「付与確定」になれば、申込完了しています。

●申込みが完了したかどうかは、どうやってわかるの？

申込状況の完了確認は、**マイナポイントアプリ**または**マイナポイント申込サイト**でできます。

スマートフォンの場合　マイナポイントアプリを起動し、**「申込み状況を確認」**をタップ、マイナンバーカードとパスワード（数字4桁）を使ってログインし確認を行うことができます。



ポイント付与について

●ポイントはいつ付与されるの？付与されたかどうかは、どうやってわかるの？

マイナポイント付与のタイミングは決済サービスごとに異なります。
申し込んだ決済サービスのアプリやホームページの会員ページなどでご確認いただくことができます。

マイナポイントアプリやマイナポイント申込サイトでは確認できません。



デジタル庁　総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications　ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

お問合せ　マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178（マイナンバー）
音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。
全日9:30～20:00

2023年3月発行

マイナンバーカードで マイナポイント 第2弾

申込にはマイナポイントアプリ（スマホ）が必要です。
※お近くのマイナポイント手続きスポットでも申込可能です。

最大20,000円分のマイナポイント をもらうために必要なこと

1
マイナポイントの申込みには、**2023年2月末**までに申請した**マイナンバーカード**が必要です。

2
マイナポイントの申込みには、**対象の決済サービス**が必要です。
あらかじめご用意ください。
申込後に決済サービスの変更はできませんので慎重にお選びください。

3
2023年9月末までにマイナポイントの申込が完了していることが必要です。
マイナンバーカードをお手元にご用意の上、お早めにお申込みください。

4
5,000円分のポイントをもらうためには、**20,000円の利用・チャージ**が必要です。

5
15,000円分のポイントをもらうためには、**健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録が完了していること**が必要です。



※③,④,⑤にはそれぞれ期限があります。詳しくは中面をご覧ください。

マイナポイントの申込期限は、2023年9月末まで!

マイナポイント事業HPをご確認の上、早めにお手続きください。

施策① 選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて 最大5,000円分のマイナポイント ※1、2、3、4

＋

施策② 健康保険証としての利用申込みで 7,500円分のマイナポイント ※4、5

＋

施策③ 公金受取口座の登録完了で 7,500円分のマイナポイント ※4、5

※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスで20,000円までのチャージまたはお買い物をすると、ご利用金額の25%のマイナポイント（最大5,000円分）を受け取ることができます。※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含みます。※3第1弾で5,000円分のマイナポイントを取得済みの方は対象外となります。※4マイナポイントの対象となるマイナンバーカード申請期限後にカードを申請された場合、マイナポイントの申込みをすることはできません。※5健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

お選びいただく決済サービスによっては、2023年9月末よりも早く申込の受付を終了する場合があります。
マイナポイント事業HP、もしくは決済事業者へご確認の上、お申込みください。

詳しくは　マイナポイント　検索　または

※QRコードは（株）デンソーウェーブの商標登録です。

⚠ 各申込み期限についての注意事項

ご希望の決済サービスがある場合はマイナポイントの申込みはお早めに!!

	~2023年9月29日	2023年9月30日
	一部の決済サービスでは 各種期限が9月30日よりも早期に 設定されています	マイナポイント 申込み期限
マイナポイント 施策1,2,3 申込み	ここに注意! 一部の決済サービスでは 9月30日より前に マイナポイント施策1,2,3,申込み期限 を設定しており、 それを過ぎると申込みができません※1、2	2023年10月1日以降は、 決済サービスにかかわらず マイナポイントの申込みは できません
施策1申込み後の チャージまたは お買い物	ここに注意! 一部の決済サービスでは 9月30日より前にポイント付与の 対象となる最終の決済・チャージ期限 を設定しており、それを過ぎると チャージまたはお買い物をしても ポイントを受け取ることができません※2	お申込後であっても、 決済サービスにかかわらず 2023年10月1日以降の チャージまたはお買い物は ポイントを受け取ることが できません
マイナポータル での公金受取 口座の登録	ここに注意! 一部の決済サービスでは 9月30日より前に公金受取口座の 登録完了期限を設定しており、 期限までに口座登録を完了していない場合、 ポイントを受け取ることができません※2、3	お申込後であっても、 決済サービスにかかわらず 2023年10月1日以降の 公金受取口座の登録は ポイントを受け取ることが できません

※1 申込み期限までに、申込みを完了する必要があります。申込み画面の途中で申込み期限を過ぎた場合は、申込みができません。
※2 決済サービス毎の詳しい期限は、マイナポイント事業HP各キャッシュレス決済サービス詳細ページや各社ホームページなどをご確認下さい。
※3 マイナポータルでの公金受取口座の登録申請後、金融機関での口座確認等で登録完了までに一定の時間がかかる場合があります。公金受取口座の登録申請はお早めに行うようお願いします。

マイナポイントを申し込みましょう!

マイナポイントは選んだ決済サービスのポイントとして、付与されます。
マイナポイント申込みで決済サービスを1つ選択しましょう。
※マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です。

3つの方法・場所で申込みできます

24時間、申込可能です!

スマートフォン

マイナポイントアプリ
をダウンロード

- マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は下記のQRコードからご確認ください。

パソコン

カードリーダー

マイナポイント
申込サイトを検索

マイナポイント申込サイト

- 「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。
- マイナンバーカードに対応したカードリーダーが必要です。

マイナポイント手続スポット

- ■市区町村窓口
- ■KDDI(auショップ)
- ■NTTドコモ(ドコモショップ)
- ■イオングループ
  (総合スーパー(GMS)、一部の食品スーパー(SM))
- ■セブン銀行(ATM)
- ■ソフトバンク
  (ソフトバンクショップ/ワイモバイルショップ)
- ■ビックカメラグループ
  (ビックカメラ、コジマ、ソフマップ)
- ■ヤマダデンキ
- ■郵便局
- ■ローソン(マルチコピー機)

一部、対応していない市区町村や店舗もあります。

はい!!注目

マイナポイント申込みの
詳しい流れはこちらから
確認できます!

スマートフォン、
パソコンで申し込む方

手続スポットで
申し込む方

申込み前に準備いただくもの

種類	選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて 最大5000円分のマイナポイント	健康保険証としての利用申込みで 7500円分のマイナポイント	公金受取口座の登録完了で 7500円分のマイナポイント
準備 するもの	●マイナンバーカード ●マイナンバーカードの申請時ｏｒ受け取り時にご自身で設定した利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)	不要 ※マイナポイント申込と同時に申込可能です	マイナポータルへのアクセスや金融機関での口座確認には一定の時間がかかる場合があるため、マイナポイント申込前に公金受取口座の登録をすることをおすすめします

マイナンバーカードで マイナポイント 第2弾

～デジタル庁・総務省・厚生労働省からのお知らせ～

お早めにマイナンバーカードを受け取り、マイナポイントを申込みください！

① マイナポイントの申込期限は、2023年9月末です。

9月末よりも早く申込みを締め切る決済サービスもあるから注意！



② ポイントの申込みには、2023年2月末までに申請したマイナンバーカードが必要です。
市区町村から交付通知書が届いたら、お早めにカードを受け取りにお越し下さい。

※ ポイント申込期限（9月末）間際には窓口が混雑します。
マイナンバーカードのお受け取りはお早めに!!



選択した決済サービスの利用・チャージ金額に応じて
最大 **5,000円分**

＋



健康保険証としての利用申込みで
7,500円分

＋



公金受取口座の登録完了で
7,500円分

マイナポイントの申込方法　3選

①スマートフォンから申込む場合

「マイナポイント」アプリをインストール。

ログイン後、画面の指示に従ってお申込ください。

②パソコンから申込む場合



「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストール。

※対応するICカードリーダライターが必要となります。

画面の指示に従ってお申込ください。

③手続スポットから申込む場合



▲▲ このマークが目印！

全国約7万箇所の端末でお手続が可能です。

■郵便局　■セブン銀行（ATM）
■ローソン（マルチコピー機）
■市区町村窓口　等

申込み時に準備するもの

・マイナンバーカード
・数字4桁のパスワード（暗証番号）
・決済サービスID/セキュリティコード



詳しくは　マイナポイント　検索　または

※QRコードは（株）デンソーウェーブの商標登録です。

デジタル庁　総務省　厚生労働省



最大20,000円分！

ポイントの申込期限は9月末！

カードの受取り
ポイントの申込みは
期限を待たずにお早めに！！！！

期限の延長はありません

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります



2 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。



または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

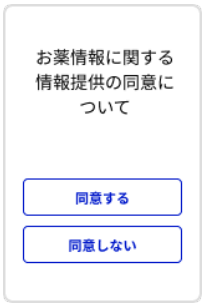


3 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。



②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。



4 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください



マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの?

メリット 1

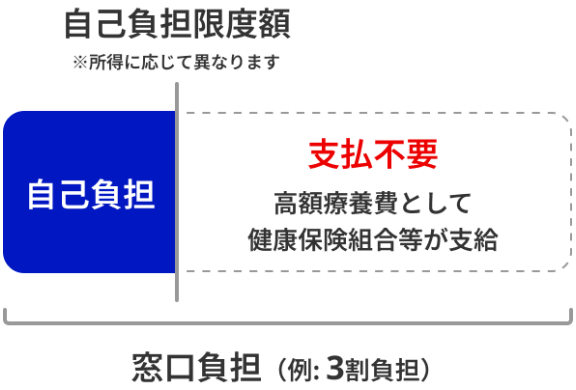
より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット 2

窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

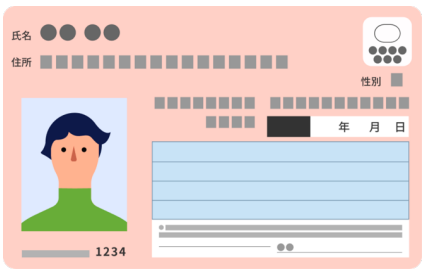


メリット 3

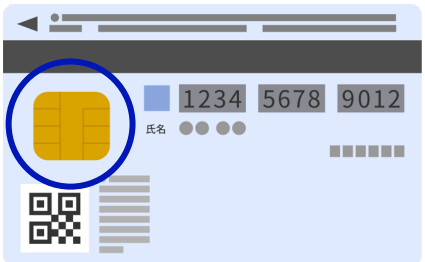
引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。
※新しい保険者へ加入の場合は手続が必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために



マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。



マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

［平日］9時30分から20時00分まで
［土日祝］9時30分から17時30分まで（年末年始を除く）

～デジタル庁からのお願い～

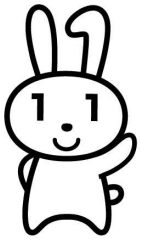
公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！

公金受取口座登録って？

給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

どうして本人口座だけなの？

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



○
123456789012 マイナちゃんのマイナンバー
マイナちゃんの預貯金口座
紐づけ

×
123456789012 マイナちゃんのマイナンバー
マイナパパの預貯金口座
紐づけ

登録や変更はどうやってできるの？

マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの

- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール

①マイナポータルにログイン



②公金受取口座の登録・変更をクリック



③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは 公金受取口座　変更 検索 または



※QRコードは㈱デンソーウェーブの商標登録です

デジタル庁

令和５年８月改訂

スマホ用電子証明書搭載サービス



2023年5月11日より まずはAndroidから！

どういうサービス？

○あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。

○マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら

何ができるの？

○これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう！

①マイナポータルの利用

オンライン申請ができる！



子育て支援



引っ越し



確定申告
（2024年度より）

自己情報が閲覧できる！



薬剤・健診情報



母子健康手帳

お知らせが届く！



行政機関からの
お知らせ・各種証明書

②各種民間オンラインサービスの申込・利用（5月11日より順次対応予定）



銀行・証券
口座開設

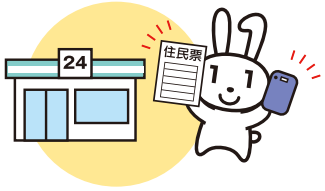


携帯電話の
契約



キャッシュレス
決済申込

③コンビニ交付サービスの利用（2023年対応予定）



④健康保険証としての利用（2024年度対応予定）



他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります！

お申し込みはカンタン！

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード（6桁～16桁の英数字）
・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
をご用意ください。



STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは？



マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

https://myna.go.jp

STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。

※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

デジタル庁　総務省

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の失効手続・一時利用停止のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、ご利用者様ご自身による
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

マイナポータルアプリから手続

失効手続が必要なとき

スマートフォンを **下取・買取** に出すとき



スマートフォンを **回収・廃棄** してもらうとき



スマートフォンを **修理** に出すとき



失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリを開き、失効手続**を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや端末操作ができない場合は**マイナンバー総合フリーダイヤル**に対処方法をお問い合わせください



マイナポータルアプリの操作マニュアルはこちら

再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

フリーダイヤルに電話で手続

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを **紛失** したとき



スマートフォンが **盗難** にあったとき



一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。
一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。
一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁　総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
平日　9:30～20:00
土日祝　9:30～17:30

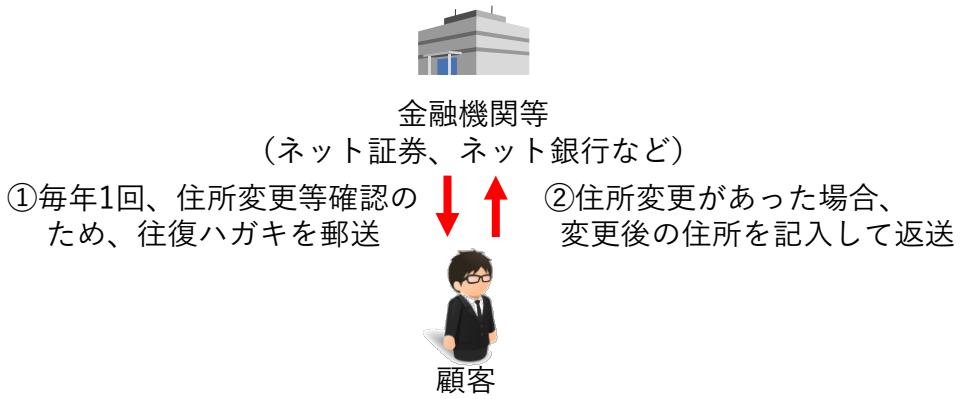
〈メニュー番号〉一時利用停止について▶❷ ／その他失効手続等のお問合せについて▶❹
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報)提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、公的個人認証サービスを利用して本人確認を行う場合には、同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる（※住所、氏名、生年月日、性別の4情報）
サービスの開始は令和5年5月16日を予定

サービス活用前

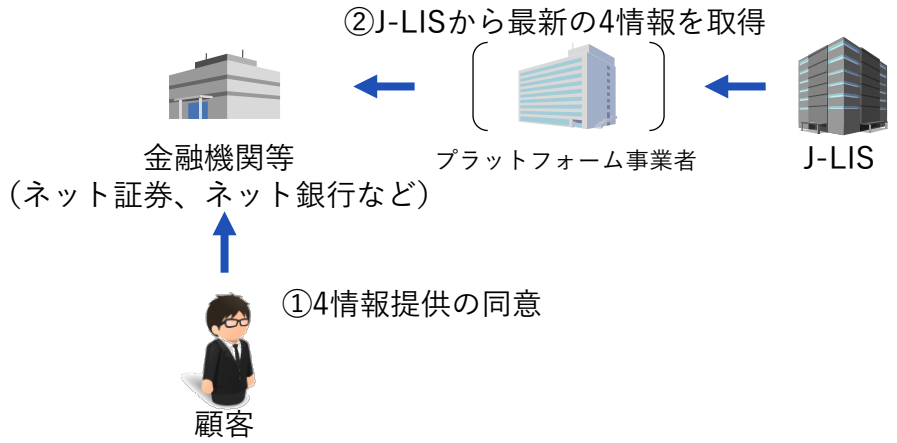
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
1年に1度程度 郵送で 顧客に確認し、顧客情報を最新化する



- 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- 必ず返信が来るとは限らない
- 郵送費がかかる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

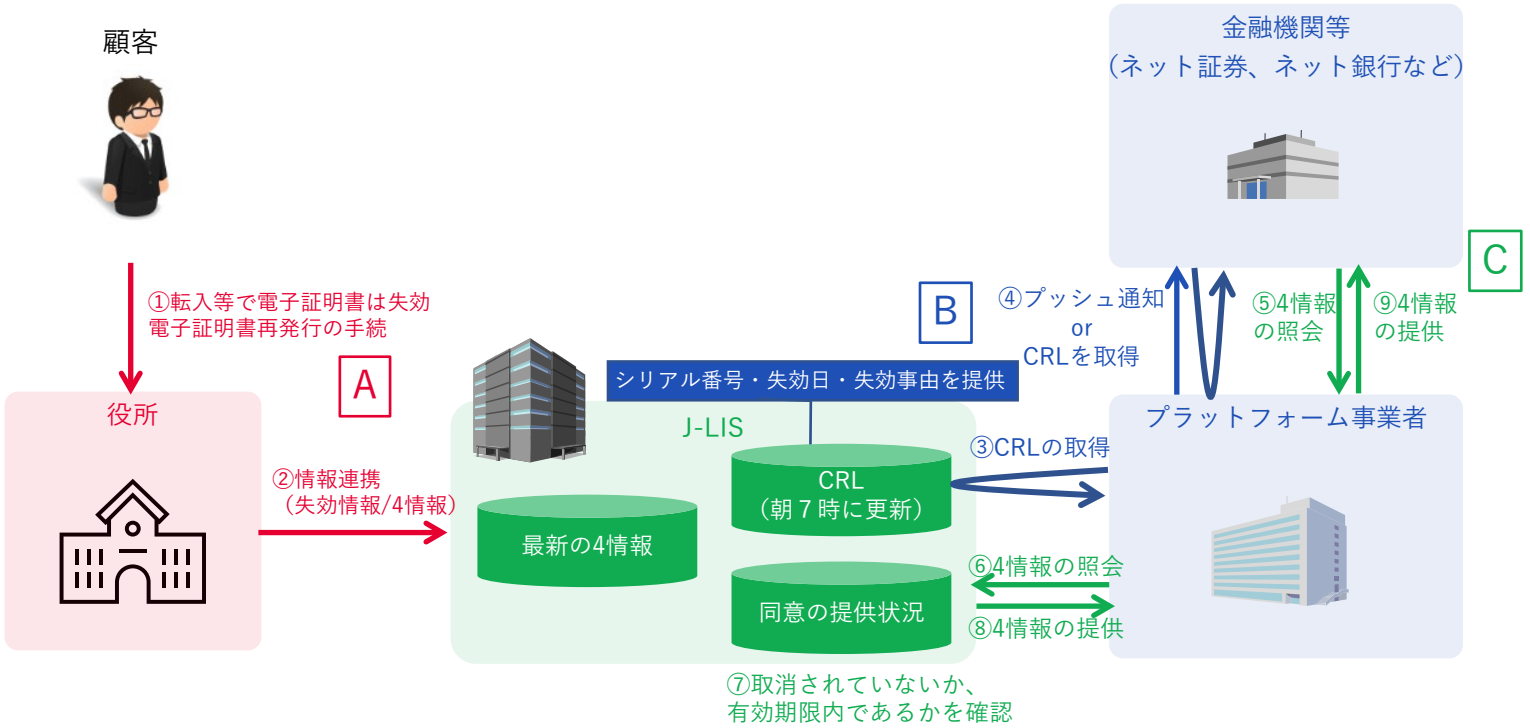
住所等変更確認のために、金融機関等事業者は
いつでも オンラインで 顧客情報を最新化できる



- 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- いつでも照会できる
- 往復はがきでのやり取りが不要になる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

利用者の住所異動から金融機関等が最新の４情報を取得するまでの流れ

- （下図A）顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、４情報がJ-LISに連携される
- （下図B）プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL（失効リスト）をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- （下図C）金融機関等は、個別に顧客の４情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の４情報を入手することができる



- CRL提供方式とは
  CRL（=Certificate Revocation List）提供方式とは、失効リスト提供方式ともいい、一定の範囲の利用者に係る失効情報を定期的（１日１回等）にまとめて提供する方式

- OCSPレスポンダ方式とは
  OCSP（=Online Certificate Status Protocol）レスポンダ方式とは、特定の電子証明書の照会について、応答用のサーバから当該電子証明書が失効しているかどうか個別に回答する方式（左図⑥⑦⑧の一連の流れ）